

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

測量計画機関である埼玉県朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県朝霞県土整備事務所

二 作業種類

四級基準点測量、三級水準測量、仮B M設置測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量

三 作業地域

主要地方道朝霞蕨線 朝霞市本町地内

四 作業期間

令和五年五月十六日から令和五年九月十五日まで